

# 佐野六木

## 土地区画整理事業

令和 3 年 6 月 1 7 日

おしらせ No.99

発行 足立区  
編集 都市建設部道路整備室  
街路橋りょう課区画整理係

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

TEL 03-3880-5925

FAX 03-3880-5605

E-mail kukaku@city.adachi.tokyo.jp

### 換地処分公告のお知らせ

日頃より、佐野六木土地区画整理事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和3年6月16日に東京都知事から東京都市計画事業佐野六木土地区画整理事業の換地処分の公告がありました。これに伴い、公告の日の翌日である令和3年6月17日から施行地区内の従前の土地の権利は換地に移行し、清算金の額が確定しました。

(土地の地番等が変更になりますが、住所は変わりません。)

なお、佐野六木土地区画整理事業区域内における建築行為についての許可(土地区画整理法第76条)は不要になります。

### 換地処分に伴う登記停止について

#### ◎土地及び建物の登記について

換地処分の公告日以降、土地・建物の登記簿の表示欄に記載されている地番・地目・地積及び家屋番号等を、新しい地番・地目・地積及び家屋番号等に施行者(足立区)が書き替えを行います。

#### ◎登記停止について

換地処分の公告の日の翌日から3か月程度(予定)、登記書き替えのため、一般の登記(所有権移転、権利の設定抹消等)は停止されます。書き替え作業の完了次第、権利者の皆様に足立区から登記事務停止解除をお知らせします。

# 清算金の交付・徴収開始の予定

換地処分公告の日現在の権利者を対象に、清算金の交付・徴収を行います。

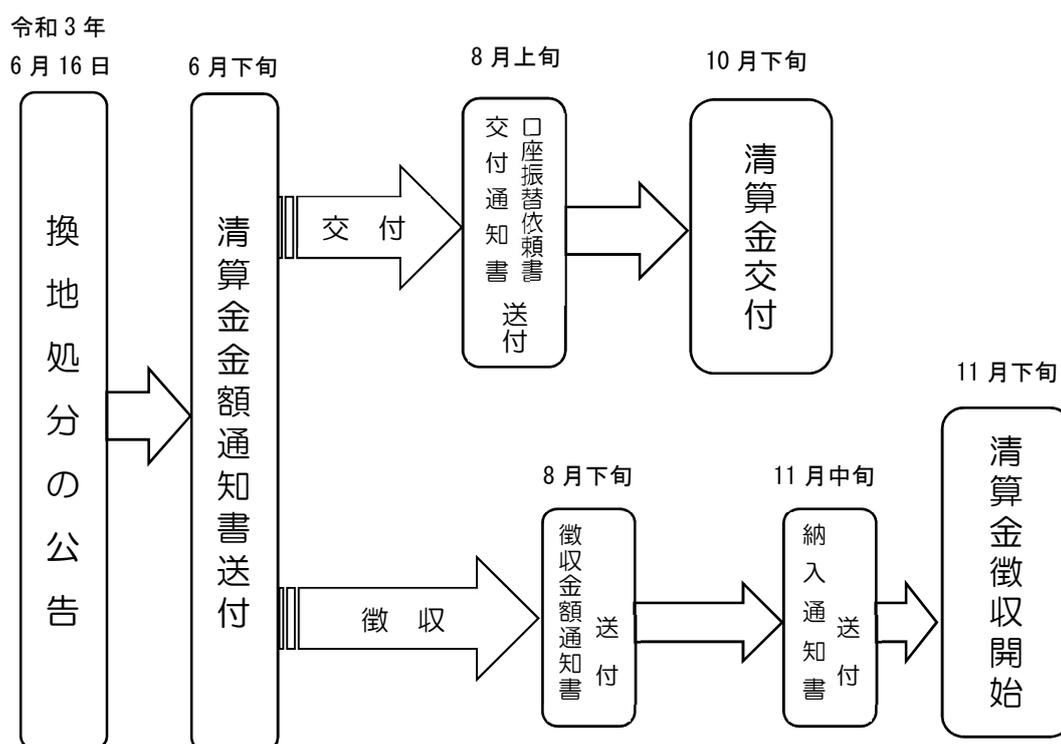
交付は、令和3年10月頃に、一括して行う予定です。

徴収は、令和3年11月頃を予定しており、その額に応じて一括または分割納付（最長5年間）していただきます。ただし、分割納付は、別途定める利子をお支払いいただきます。利率は、換地処分の公告があった日の翌日の財政融資資金の貸付利率を適用します（参考：令和3年5月時点の貸付利率は0.002%）。また、分割納付対象の方も、一括して納付することができます。

詳細な手続きについては、別途ご案内します。



## 【今後の予定】



※清算金の譲渡・引受・相続等の手続きについては下記へお問合せください。

## 佐野六木土地区画整理事業に関する問い合わせ先

足立区中央本町 1-17-1（〒120-8510）足立区役所南館 4 階

街路橋りょう課 区画整理係 電話 03-3880-5925

清算担当 電話 03-3880-8022